

④天然痘疑い患者等の隔離・停留措置

ア 搬送前の基本的事項：Ⅱ-2-(1)-1)-④-アに同じ。

イ 隔離・停留措置

法第15条及び16条の規定に基づく隔離・停留措置を行うに当たっては、医師から本人にその旨を伝えた上で搬送または船内での隔離・停留を行う。搬送にあたって、天然痘患者または有症者に接触する検疫官等は、必要な防護対策を行う。

ウ 消毒：Ⅱ-2-(1)-1)-④-ウに同じ。

エ 濃厚接触者等の搬送：Ⅱ-2-(1)-1)-④-エに同じ。

オ 健康監視対象者に対する対応：Ⅱ-2-(1)-1)-④-オに同じ。

- 3) 検疫前の通報により有症者が乗船していないとの報告があった場合
通常の検疫手続きを経て検疫を終了する。

3 その他

(1) 密入国者及び難民等に対する対応

検疫を実施するにあたっては、海上保安庁等の協力を得て、検疫所職員の安全を確保した上で実施すること。天然痘を疑う患者が確認された場合には、Ⅱ-2-(2)-④に従い、隔離、停留等、必要な措置を行う。

なお、緊急避難を含めて国内において当該者が発見された場合や、検疫港以外での事例では最寄りの保健所の対応が原則となるが、実際には相談・指導の形で関与することが予想される。関係機関と連携し対応すること。

- (2) 着岸時、荷役時、税関等の検査時等に有症者（天然痘の症状に類似した）を確認したとの通報があった場合の対応

原則的には検疫は終了しており、港湾を担当する地方自治体の防疫機関が担当することとなる。しかし、検疫所へも情報の連絡（現実的には最初に連絡が入ると予想される）があり、指示等を求められることが想定される。この場合、検疫所の体制によって対応に温度差が出ることも予想されるが、国内防疫機関との協力（事前協議があることが理想的）という形での対応が望ましいと考える。

(3) 関係機関への協力要請

1) 警察等への協力要請

検疫業務を実施するにあたり、検疫所職員が、帰国者から暴行等、職務の遂行に支障をきたす行為を受けた場合、又は、職務の遂行が困難であると予想さ

れた場合において、必要に応じ警察官の派出を求める等、円滑な業務の確保に向け、連携を強化する。

2) 海上保安部への協力要請

海上保安部に対し、巡視船等による天然痘感染者及び感染した疑いのある者について、検疫所等から搬送を要請した場合には、当該職員に対し、感染防止対策、搬送後の消毒、職員の健康管理等について助言を行うとともに、必要に応じ、機材等の提供を行なうこととする。

(4) 関係機関への協力要請

地方自治体、感染症指定医療機関等における検疫業務への積極的な協力が不可欠なことから、本省から予め連携・協力を事前に要請することとする。

(5) 使用する消毒薬及び使用方法等について

消毒に用いる薬品及び環境整備等に係る事項は、「天然痘対応指針（第5版）」を参照にする。

Ⅲ-1. レベル2（蓋然性上昇）宣言直前

1) 外国でのバイオテロを認識直後で、蓋然性は上昇しているがレベル2への引き上げが宣

言されていない時、または宣言はされても対応が伴っていない場合が相当する。現在の天然痘対応指針では情報入手またはWHOの警告に対して即応性について示されていないため、空港では厚生労働省から流行地の指定通知が出る前に流行地から有症者が搭乗した航空機が到着する可能性もある。海港では近隣の国（24時間以内に来航）での発生でない限り、厚生労働省から流行地の指定通知が出てからの対応となる可能性が高い。

2) バイオテロの面からは、外交ルート、国際刑事警察機構（インターポール）等からの情

報で天然痘ウイルスの持ち込み、または感染者の入国情報が事前に入手された場合等が考

えられる。この場合、警察権が優先されることが予測されるため、海上保安部、港湾警備

担当者等を含めての事前協議が必要となる。領海内外での海上保安部の臨検、患者搬送が

行われた場合には海上保安部の業務担当者・船舶・航空機を含む検疫（接触者として）も

必要となる。同時に協力依頼としての診察等以外に健康監視、天然痘ワクチン接種等も想定される。

3) 海外でのバイオテロ発生現場に遭遇して4日以内に帰国するような場合（「措置訓練」の想定参照）には、空港での検疫法による天然痘ワクチンの予防接種とは別に地方自治体との協力による検疫法での接種対象とならない者への予防接種、および検疫所から居住地の地方自治体へ情報提供することにより居住地の保健所等での善感の確認と健康監視が主体の対応となる。

4) 厚生労働省からバイオテロ発生地から拡大した流行国・地域（以下、流行国・地域）の

指定通知が出る前の検疫対応は「Ⅱ. 平時の対応」で示したⅡ-2-③以降と同じとなる。

5) 厚生労働省から流行国・地域の指定通知が発出されてからの検疫対応は原則として次項、

「Ⅲ-2. レベル2」で示すⅢ-2-(2)以降と同じとなる。

①指定された流行国・地域からの入国者に現行の「質問票」（別紙1）を使用して、健康状態の確認を加えた形でのブース検疫の実施が原則となる。天然痘も1類感染症として検疫感染症にあげられており、大まかな症状等の把握は「質問票」で対応可能である。

②厚生労働省からの指示があれば、「天然痘に特化した質問票」を作成し、使用する可能性がある。症状のチェックだけではなく、特に海外での行動・濃厚接触到に留意する内容となると考える。

③厚生労働省からの指示があれば、指定された流行国・地域からの入国者に天然痘ワクチンの予防接種接種もしくは血清抗体陽性の証明書の呈示を求める。

（参考）天然痘が従前の検疫伝染病とされていた時代には3年ごとのワクチン接種の証明を求めていたようで、期限が過ぎている者に関しては検疫所ではほぼ強制的にワクチン接種していた。

6) WHOに指定された流行国・地域から本邦への緊急避難目的での団体帰国者に対しては

厚生労働省からの指示に従う。この時、通常の見検疫に加えて詳細な調査や入国前の天然痘ワクチンの予防接種が想定されるのであれば、検疫所の能力では対応に困難を生じる。地方自治体や厚生労働省からの支援による「天然痘ワクチンの予防接種接種チーム（同時に証明証発給）」や「調査班」の派遣要請も考慮する必要がある。

また、政府の危機対策のレベルにより、外務省・法務省・防衛省との協議・協力要請についても検討する必要がある。同時に対応する空港を限定する必要がある。また、空港管理者等との協議による会場の確保、入国導線の確認も必要となる。

7) 措置等に関与した者への天然痘ワクチンの予防接種（事後）も含めて、厚生労働省から

の指示があれば、パニック対策や感染のおそれのない者への予防接種（おそらく希望者を対象）も考慮する必要がある。また、警備担当者等への感染防御対策への助言も考える必要があると考えられる。

8) 乗り継ぎ便で流行国・地域から来航した乗客への対応は、航空会社・船舶会社に協力を求めて極力把握するように努めることが必要である。

Ⅲ－２．レベル２（蓋然性上昇として宣言された時）

1. 基本事項

(1) 厚生労働本省および内閣府からレベル２への引き上げ宣言

Ⅲ－１では通知または協議で進められていた対策が法整備された形として実施される。天然痘流行国・地域が指定され、流行国・地域からの入国者に対して質問票が要求される。天然痘ワクチンの予防接種も予防接種法の臨時予防接種に指定され、病原体の解析も行われている。検査についても逐次、検疫所でもスクリーニング検査（PCR）を行う事となる。

(2) 発生地域に係る出入国の制限

1) WHOにより、渡航自粛等の指定がなされた地域への渡航について、外務省はその危険

性の程度や状況に応じ、感染症危険情報の発出を速やかに検討する。

2) 天然痘流行国・地域に滞在している邦人に対し、感染症危険情報を発出して天然痘ワク

チンの予防接種や緊急退避を含めた安全対策について検討を呼びかける。また、関連情報

を関係機関に対し提供する。日本への引き揚げのための特別便が用意されることも

予想さ

れる。

- 3) 流行国・地域の感染拡大の状況に応じ、流行国・地域から来航又は発航する航空機・旅客船について、厚生労働省は、国土交通省・外務省を通じて航空会社等に対し、天然痘ワクチンの予防接種証明書等の提示を求めることやチャーター便等検疫飛行場以外への到着便について運航自粛を要請し、危険度に応じて、順次、国際定期便等の運行自粛の拡大強化を検討する。
- 4) 流行国・地域から来航する船舶・航空機については、法第14条第2項の規定により、厚生労働省は感染の拡散防止等公衆衛生上の観点から、その状況に応じて事前に国内検疫実施場所を指定し、集約化を図る。検査件数が増加した場合には感染症研究所だけの対応では物理的に困難となることが予想されるため、所内にBSL-3対応の施設を持つ対応可能な検疫所への集約化となる。また、検疫法だけでなく予防接種法を適用して地方自治体や防衛省等と協力して空港での予防接種を行うことを検討する。
- ・ 旅客機等については検疫所内でBSL-3での検査ができる成田及び関西、中部、福岡空港で対応、貨物専用機については検疫飛行場において対応する。
 - ・ 客船については横浜港、神戸港等で対応。貨物船は検疫港において対応する。
- 上記対応を主体として、その状況等に応じ、集約方法やその時期等については、別途厚生労働省において、関係省庁及び自治体等との協議に基づき検討することとする。
- 検疫所業務管理室は、集約された場合の対応について、全国の検疫所からの応援体制の確保について、事前に集約の方法に応じ、応援者の特定及びその業務内容、宿泊施設の確保等具体的に検討しておくものとする。
- また、要請があった場合に備え、省内外関係部局においては、医療チームの編成等について、他の医療機関等からの応援による人員の確保に努めることとする。
- 5) 流行国・地域から来航する船舶・航空機が、日米地位協定に基づき、在日米軍施設・区域から我が国に入国する場合に備え、国は米国に対し、引き続き日米間で連携し、感染拡大防止のため在日米軍施設・区域内で適切な検疫措置が講じられるよう要請する。
- 6) 流行国・地域から来航する外国人の入国について、以下のことを検討する必要がある。
- ① 入国を希望する外国人に対する入国前の天然痘ワクチンの予防接種（検疫法・予防接種法等）について
 - ② 外務省が旅券を発行する時に予防接種証明書または抗体についての証明書を要求することについて
 - ③ 予防接種証明書または抗体についての証明書を持たない者が流行国・地域か

ら来航する場合、外国人の入国を法務省が認めるか否かについて

④ 発生地域から来航する外国人の有症者の取り扱いについて

(3) 検疫措置

1) 天然痘患者に対する措置

高熱と特徴的な発疹を伴い天然痘が疑われる入国者について、検疫所で検査が可能である場合には、機内での検体採取は予防接種を受け、善感した者が防護服、手袋、長靴、マスク等の感染防御をして行うことは可能である。検査材料はセーフティキャビネット内でBSL-3での検査等を許可された者が処理するものとする。検査ができない場合には感染症指定医療機関に搬送してから病院で検体を採取してもよい。その検体は感染症研究所へ搬送して、検査に供する。

バイオテロを目的とした犯罪者の場合で警察権が優先される場合には、感染防御の指導等で協力するものとする。

海外で指定された流行国・地域が多数となった場合には、当分の間、Ⅲ-1-5)で示した「天然痘ワクチンの予防接種チーム」や「調査班」の期間を限定しての常設が必要となる。検疫官の臨時的な再配置も考慮する必要がある。

2) 停留及び隔離（医療機関への入院等）：Ⅱ-1-(4)-2)に同じ

3) 濃厚接触者への対応：Ⅱ-1-(4)-3)に同じ

4) 有症者が発生した航空機及び船舶に同乗していた者（濃厚接触者以外）への対応：Ⅱ-1-(4)-4)に同じ

5) 有症者の発生がなく、流行国・地域から入国する航空機及び船舶の乗客への対応：Ⅱ-1-(4)-5)に同じ

6) その他

天然痘流行国・地域からの入国者と非流行国・地域からの入国者の動線の分離については、感染の拡大防止の観点から、例えば、発生国からの航空機に対応する空港検疫所等においては、天然痘流行国・地域からの来航機については、専用到着口を設定する等の対応を検討する必要がある。

(5) 仮検疫済証の交付：Ⅱ-1-(5)に同じ

(6) 情報の収集及び提供等

Ⅱ-1-(6)-1)～3)に以下のことを加える。

4) 「天然痘疑い患者報告システム」の解析結果によって検疫対応に修正をかける。

(7) 関係機関等との連携：Ⅱ-1-(7)に同じ

(8) 検疫業務に従事する検疫官等の安全確保

Ⅱ-1-(7)に加えて検疫官に天然痘ワクチンの予防接種を行うと同時に教育をすることが重要となる。

3 検疫対応

(1) 航空機の検疫について

(1) 天然痘流行国・地域から来航する航空機からの検疫前の通報により有症者（病原体に汚染された者を含む）がいることが把握できた場合

⑤ 到着前の対応について

ア 天然痘の流行国・地域から来航する航空機からの検疫前の通報（法第6条）により、有症者の発生報告を受けた場合には、到着前に航空機の長にその患者が天然痘に感染したおそれがある者であると判断するために必要な情報について再度確認する。

イ : Ⅱ-2-(1)-①-イに同じ

ウ 原則、機内検疫で実施する。対応策については事前に航空会社等、関係事業者と協議するものとする。

エ : Ⅱ-2-(1)-①-エに同じ

⑥ 空機到着前の指示事項 : Ⅱ-2-(1)-②に同じ

⑦ 検疫の実施

機内検疫の場合の実施手順は下記のとおりである。なお、やむを得ず機内検疫に替わる方法で行う場合においても、これに準じて実施すること。検疫官には天然痘ワクチンの予防接種を受けさせ、善感が確認された者、または抗体が十分に高い者をあたらせる。

ア : Ⅱ-2-(1)-③-アに同じ

イ 検疫官（医師）は、機内で、有症者に対し質問票を基に問診及び診察を行う。診察の

結果、有症者が天然痘疑い患者であると診断した場合には、その旨を検疫所長に連絡し、

検疫所長は、天然痘疑い患者の隔離措置（搬送、隔離）の決定を行う。検査材料の採取

は、原則、感染症指定病院で行う。機内で検体採取をする場合には予防接種を受け、

善感した者が防護服、手袋、長靴、マスク等の感染防御をして行うこととする。検

査材料はセーフティキャビネット内でBSL-3での検査等を許可された者が処理する

ものとする。

ウ～キ : II-2-(1)-③-エに以下の点を加える。

短時間で検疫所での検査結果が判明できる場合、濃厚接触者は天然痘患者
や有症者の

検査結果が判明するまで空港施設内で待機する。当該天然痘を疑う者の検査
結果が陽性

の場合には、接触時間等を考慮して天然痘ワクチンの予防接種を行い、善感
が確認され

るまで指定医療機関等に停留する。ただし、感染症研究所で確認検査で陰性
となった場

合には停留を解除し、自宅での健康監視とする。天然痘ワクチンの予防接種
を受けなか

った者も同様とする。感染症研究所での確認検査で陽性となった場合には停
留期間が終

了するまで指定医療機関等に停留する。

⑧ 天然痘疑い患者等に係る措置：II-2-(1)-④-ア～オに同じ。

2) 天然痘流行国・地域から来航する航空機からの検疫前の通報により有症者がいな
いと報告があった場合

検疫官は、天然痘流行国・地域から来航する航空機の機長から、法第11条第2項
の規定に基づく書類の提出及び呈示を求め、機内に有症者がいないことを書面(明告
書等)で確認する。

① 質問票及び体温測定

検疫官は、機側にて天然痘流行国・地域から来航する全乗客・乗員から質問票
を回収し、健康状態や入国前の天然痘への曝露状況について確認するとともに、
サーモグラフィーや放射体温計等により体温測定を実施し、発熱者の発見に努め
る。

また、法第18条第2項の規定に基づき、調査票により氏名、連絡先等の確認
を行い、乗客名簿を作成して地方自治体へ通知する。

天然痘ワクチンの予防接種を希望する者には予防接種法の臨時予防接種とし
て空港での接種ができるよう、空港を管轄する地方自治体と協力して実施する。

健康状態報告指示書に基づく健康監視(体温、身体に異状をきた
した場合の報告等)の指示および天然痘ワクチンの予防接種を受けた者について
は、当該者の居住(所在)地を管轄する都道府県知事等に、健康監視下にある旨
を事前に通報し、善感の判定を含め、健康状態の経過を観察する等の必要な協力
を得ることとし、発症時における対応の迅速性を確保するものとする。

帰宅後、検疫所に健康状態に異状を呈した旨の報告があった場合には、直ちに

検疫所

業務管理室を通じて結核感染症課に報告するとともに、法第18条第3項の規定に基づく通知書により、当該者の健康状態、当該者に対して指示した事項、並びに当該者から報告を求めた事項について居所の所在地を管轄する都道府県知事等に速やかに通知すること。

② 有症者等への対応

質問票等から、有症者が確認できた場合には、ただちに医師による問診、診察等を行なう。この結果、医師が天然痘疑い患者と診断した場合には、Ⅱ-2-(1)-

③以降に従って措置を行う。

3) 引き揚げ便（特別帰国便）について

海外で指定された流行国・地域から本邦への避難目的での団体帰国者への対応については以下の対応を検討する。

①指定された流行国・地域を出国する前に外務省等で天然痘ワクチンの予防接種を行い、証明書を持参させる。

②入国時に天然痘ワクチンの予防接種を行う場合にはⅢ-2-(1)に示す「天然痘ワクチンの予防接種チーム」や「調査班」で対応する。

③有症者や発病者を特別に帰国させるときは、防衛省の管理下で搬送等を行う。

4) その他

出国エリア（乗り継ぎ）の乗客に対しては、可能な限り天然痘流行国・地域を経由した、

あるいは発生地に滞在していた者に対し申告を呼びかける。また、出国エリアにおける地上勤務職員等の協力を得て、患者の把握に努めることとし、有症者が、治療等のため入国を希望する場合には通常検疫により発見された場合と同様、Ⅱ-2-(1)-③以降の手続きに従い取り扱う。

(2) 船舶の検疫について

1) 検疫前の通報により天然痘流行国・地域から潜伏期間内に来航し、かつ有症者が乗船していることが確認された場合

到着前に船舶の長に、その有症者が天然痘に感染したおそれがある者であると判断するために必要な情報について再度確認を求め、その結果、天然痘の感染を疑う者が乗船していることが把握できた場合には、検疫港以外の港へ入港するための事前の許可を受けている場合であっても、検疫所長は、法第14条第2項の規定に基づき、検疫港において臨船検疫又は着岸検疫の実施を指示すること。

また、検疫所長は、船舶代理店等を通じ当該船舶に対し、法第8条3項の規定により、臨船検疫又は着岸検疫を実施する旨を指示するとともに、適切な予防対策が講じられていることを確認する。

着岸検疫は、当日の天候等の理由や患者の搬送が難しい場合に実施することとし、事前に港湾管理者、海上保安部署等と協議し、対応する埠頭、場所等を決定しておく。

①到着前の指示事項

天然痘の流行国・地域から潜伏期間内に来航する船舶内で、乗客または乗組員に、有症者がいるとの通報があった場合には、検疫官は、船舶代理店を通じて、当該船舶に対し、臨船検疫又は着岸検疫を実施する旨を連絡するとともに、Ⅱ-2-(2)-①-ア～キに加えて次の事項を指示する。

ク 予防接種歴を確認する。

②関係機関、水先人等への情報提供等：Ⅱ-2-(2)-②に次の事項を加える

海上保安部署及び水先人（ハーバーパイロット、ベイパイロット）等に対して、予防接種を受けることを勧奨し、善感した者を優先して業務を行わせるよう、指導する。

③臨船検疫等の実施、④天然痘疑い患者等の隔離・停留措置：Ⅱ-2-(2)-③、④に同じ。

2) 検疫前の通報により天然痘流行国・地域から潜伏期間内に来航し、かつ有症者が乗船していないとの報告があった場合

客船（貨客船も含む）については、検疫港（状況に応じて入港場所を指定）において、臨船検疫又は着岸検疫を実施する。

貨物船については、天然痘の侵入防止に万全を期すために、船舶代理店等を通じ、船舶の長に、有症者と判断するために必要な情報について改めて確認を求め、該当者がいない旨、確認がとれた場合において、あらかじめ検疫港以外の港へ入港するための事前の許可を受けている場合であっても、法第14条2項の規定に基づき、検疫港への入港に限り無線検疫により対応することとする。

また、乗組員等の潜伏期間内の上陸は、関係各機関等との連携の基に自粛させるものとする。

①乗員・乗客の検疫

検疫官は、船内にて天然痘流行国・地域から来航する全乗客・乗員から質問票（天然痘用も含む）を回収し、健康状態や入国前の天然痘への曝露状況について確認するとともに、サーモグラフィーや放射体温計等により体温測定を実施し、発熱者を含む有症者の発見に努める。以下、Ⅲ-3-(2)-①に同じ。

②有症者等への対応

上記の質問票等から、有症者がいた場合には、直ちに医師による問診、診察等を行う。この結果、医師が天然痘疑い患者と診断した場合には、Ⅱ-2-③以降に従って措置を行う。

3) 天然痘の流行国・地域を発航し、潜伏期間を過ぎた後に来航する場合

客船（貨客船も含む）については、検疫港において臨船検疫又は着岸検疫を実施すること。貨物船については、天然痘の侵入防止に万全を期すために、船舶代理店等を通じ、船舶の長に、有症者と判断するために必要な情報について改めて確認を求め、該当者がいない旨、確認がとれた場合において、無線検疫により対応することとする。

① 質問票及び健康管理カード

客船については、全乗客・乗員に質問票を配付し、船内で記入を求め、質問票を回収し、健康状態や入国前の天然痘への曝露状況について確認するとともに、サーモグラフィーや放射体温計等により体温測定を実施し、発熱者を含む有症者の発見に努める。健康管理カードを配布し、健康上の注意点、発症後の対応等についての助言を行う。

4 その他

(1) 密入国者及び難民等に対する対応

検疫を実施するにあたっては、海上保安庁等の協力を得て、検疫所職員の安全を確保した上で実施すること。感染症又は感染を疑う患者が確認された場合には、Ⅱ-2-(2)-④に従い、隔離、停留等、必要な措置を行う。

なお、国内において当該者が発見された場合には、関係機関と連携し対応すること。

(2) 関係機関への協力要請

1) 警察への協力要請：Ⅱ-3-(3)-1)に同じ。

2) 海上保安庁への協力要請：Ⅱ-3-(3)-2)に同じ。

(3) 関係機関への協力要請：Ⅱ-3-(4)に同じ。

(4) 使用する消毒薬及び使用方法等について：Ⅱ-3-(5)に同じ。

(5) 国内発生事例の分析

国内における天然痘発症例について、「疑い症例報告システム」等の積極的疫学調査の結果を国において集約し、検疫対応の効果を検証し、必要に応じ、検疫対応を見直すものとする。

IV. レベル3および4（本邦が流行国・地域に指定された場合）

検疫対応は基本的にはⅢ—1、2での対応と同じである。国内発生または流行により、WHO から発生国の扱いを受ける点に関わる事項が追加される。

- 1) 日本からの出国時の対応が要求される可能性がある。しかし、本邦のみが流行国となる可能性は極めて低く、複数の国が同様の扱いをされることとなる。検疫業務は入国時の検疫対応でさえ当初の人員では十分に機能できない事が想定されるため、出国時の対応は、地方自治体や厚生労働省からの支援に頼らざるを得ないと想定される。
- 2) ワクチン接種と接種証明書、健康証明書の類の発行は、地方自治体にお願いする事になる。この場合、国際証明書に準じた様式が必要となる。
- 3) 入国者すべてから予防接種証明書等の提示・確認が必要となる可能性もあり、外国籍の者に半ば強制的に天然痘ワクチンの予防接種を実施できるかどうかも問題になる。

質 問 票

このカードは、検疫手続を簡略にするためのものですから、正確に記入してください。

氏 名 _____

国 籍 _____ パスポート番号 _____

性別 男 女 年齢 _____ 到着年月日 _____

航空便名又は船名 _____ 座席番号 _____

日本での住所、連絡先

電話番号 _____

今回旅行された滞在国名を記入してください。(過去4週間)

旅行中(過去4週間)に次の症状について該当欄に (チェック) を記入してください。《なお、下記の症状があった方は検疫官までお申し出ください》

下痢	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	腹痛	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
おう吐	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	頭痛	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
のどの痛み	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	発しん	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
黄疸	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	けいれん	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
激しいせき	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	呼吸困難	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
発熱	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	異常な出血	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
その他	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有		

質問に答えなかった方又は虚偽の申告をした方は、検疫法第36条第3号の規定により罰せられることがあります。

厚生労働省・検疫所

[別紙—2 (表)]

ふりがな 氏名:	生年月日 明・大・昭・平 年 月 日	() 歳	性別: 男・女
住所:			
			電話 () —
			携帯電話 () —
上記の以外に連絡可能な電話番号をご記入ください			() —
職種	会社員・学生・医療関係・無職・その他 ()		
旅行先 (最近 4週間 以内)	日程	国名 (地域)	○虫に刺されましたか? <input type="checkbox"/> 頻繁に刺された <input type="checkbox"/> 少しだけ 種類 (蚊・ダニ・その他 ())
	/ ~ /	()	<input type="checkbox"/> 刺されていない
	/ ~ /	()	○動物に接触しましたか? <input type="checkbox"/> 接触した <input type="checkbox"/> 2m以内の近くに寄った 種類 (鳥・犬・ネコ・その他 ()) <input type="checkbox"/> 接触もなく近づいてもいない
	/ ~ /	()	○詳細
旅行目的	観光 (個人・団体)・仕事・居住・ボランティア・その他 ()		
同行者	(現地で行動を共にした人の数、本人を含まない) なし・あり () 人		
○症状 発熱、せき、頭痛、おう吐、関節痛、下痢、腹痛、その他			
○いつからですか? 月 日 ○現在の症状 ()			

職員記入欄

現症・所見
対応: <input type="checkbox"/> 医療機関紹介 (相手先: 近大クリニック、一般病院) <input type="checkbox"/> 経過観察 <input type="checkbox"/> 健康監視
<input type="checkbox"/> 検体採取の場合 採血、鼻咽頭スワブ等 → 裏面へ 担当者:

[別紙—2 (裏)]

医 療	①現地で診察を受けた： 月 日、 外来・往診・入院 診断名（ 治療薬：抗生剤・下痢止め・胃薬・吐気止め・解熱剤・その他（ ②日本から持参したあるいは現地の薬局で買った薬を飲んだ 下痢止め・胃薬・解熱剤・その他（ ③何も治療していない
	予防接種 無・有：黄熱・A型肝炎・破傷風・狂犬病・その他（
	推定発症年月日： 年 月 日 推定感染国：
マラリア、デング熱検査	
マラリア の 予防内服	無・有（薬品名： 期間： 、規則・不規則） 入手先：日本国内・外国（国名：
発症年月日： 年 月 日 推定感染国：	
現症および所見： 指示：医療機関への紹介（紹介先：近大・ ）、経過観察 対処：採血（無・有、 時 分） マラリア検体番号： デング熱検体番号：	
鳥インフルエンザ検査	
鳥との接触（有・無） トリインフルエンザ患者との接触（有・無）	
推定発症年月日： 年 月 日 推定感染国：	
現症・所見 指示：医療機関への紹介（紹介先：近大・ 対処：検査（無・有、 時 分） 健康監視（無・有、 月 日まで） インフルエンザ（H5）検体番号： 健康監視整理番号：	

[別紙—3]

天然痘ワクチン（痘そう）を接種された方へ
（健康状態報告指示書）

○本日から以下に定める期間中は、次の項目に従ってください。

- ・最寄りの保健所から連絡がありますので、その指示に従って下さい。
- ・下記の期間中は、毎日2回（朝、夕）体温測定を行い、下記連絡先へ報告してください。
- ・期間中、発熱又は発疹などの健康状態に異常あらわれた場合は直ちにあなたの名前、整理番号を、下記連絡先へ伝えた上で、保健所担当者の指示に従ってください。
- ・この期間の最終日よりも前に出国される場合には、出国時に下記の連絡先へ電話し、出国される旨を連絡してください。

○あなたの整理番号 _____

○保健所への報告が必要な期間： 月 日まで

連絡先 最寄の保健所	朝の報告（ 9時 ～ 10時） 夕の報告（16時 ～ 17時）
_____ 保 健 所	
電 話 _____	

通 報 書

年 月 日

殿

(知事又は政令市長)

検疫所長

(氏名 印)

本日 _____ 発着管内に向う下記の者に対して検疫法第十八条の規定により、
(港又は飛行場)

年 月 日までに健康状態に異常を生じたときは、保健所その他の医療機関について診察を受けるべき旨 _____ を指示してあるので通報する。
(その他検疫感染症の予防上必要な事項)

なお、上記の期間内に本人が検疫感染症の患者（疑似症を呈している者及び無症状病原体保有者を含む。）と決定し又は検疫感染症によって死亡した等の場合は、当所に通報方御願います。

上記の指示を行った理由

記

番号	国籍	氏 名	年齢	性別	職 業	行 先 地	行 先 地 到着予定日	備 考
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								

Ⅳ-2 天然痘（痘瘡）におけるサーベイランスに関するガイドライン（案）

1. 目的

- サーベイランスとは、疾病の発生状況やその推移などを継続的に監視することにより、疾病対策の企画、実施、評価に必要なデータを系統的に収集、分析、解釈し、その結果を関係者に迅速かつ定期的に還元することにより、効果的な対策に結びつけるものである。
- 国内での感染症の発生をサーベイランスによって可能な限り早期に探知し、感染拡大防止を図ることはそれによる被害を最小限に抑えるために極めて重要である。
- また、感染が拡大してしまった際には、サーベイランスによって拡大の状況や当該感染症の特徴を把握し、行政の感染拡大防止戦略策定、臨床現場における治療方針の策定、地域住民への情報提供に役立てることが必要不可欠である。
- 本ガイドラインは、サーベイランスの強化により天然痘発生の早期検知、拡大予防に資することを目的とする

2. 各種サーベイランスの概要

1) 疑い症例調査支援システム

症状の発現や疫学的リンクから、患者を発見するために、疑われる症例を診断に結びつけていくサーベイランス。天然痘対策としては、要観察例（曝露が疑われる発熱患者）から対象とし、疑似症例（曝露が疑われる発熱および発疹患者）、確定症例（検査室診断による患者）の行動履歴、接触者、検査依頼及び結果が一元的に管理、情報共有される。

2) 症候群サーベイランス

医師の確定診断を待たず、特定の症状をもつ患者数を把握することにより、当該症状患者の急増を発見し、感染症の流行を早期に探知するサーベイランス。天然痘対策としては、2種類がある。一つは、外来受診時に38度以上の発熱及び発疹あるいは水疱を呈した症例を感染症法に基づいて報告する。もう一つは、発熱患者の動向を自動的に把握するシステムである。

3. 基本的な戦略

- 現在行われている「感染症サーベイランスシステム（NESID）疑い症例調査支援システム」によって、本邦における天然痘第一例を探知し、その行動履歴、接触者情報等を共有する。

- レベル1の段階から、早期に国内での感染を探知するために症候群サーベイランスを実施する。
- レベル1、2の段階から準備し、レベル3において早期対応戦略を実施するにあたっては、当該地域 や隣接する地域において、「感染症サーベイランスシステム（NESID）疑い症例調査支援システム」を実施する。
- レベル4では、「感染症サーベイランスシステム（NESID）疑い症例調査支援システム」を停止する。

4. 各サーベイランスの実際 (別添参照)

(別添)

疑い症例調査支援システム

1. 目的

天然痘患者（疑似症含む）、要観察例および接触者の情報を共有し、もって迅速な対応、早期の制圧に資する。

2. 概要

疑似症例、要観察例を診察した医師からの届出に基づいて、積極的疫学調査が実施されるが、その際に収集された患者基本情報、行動履歴、接触者情報、検査依頼及び結果、治療成果、接触者の健康管理等を入力することで、個人情報保護に配慮しながら、有効な対策を実施する。

3. 症例定義

要観察例：以下の2項目を満たす者

- 1) 38度以上の発熱
- 2) 天然痘の曝露が強く疑われる

疑似症例：臨床的に天然痘が疑われる者

- 1) 38度以上の発熱と水疱性発疹
- 2) 天然痘の曝露が強く疑われる

確定例：PCRにより天然痘感染を確認された者

4. 対応

(1) 医療機関

要観察例、疑似症例を診察した場合には、速やかに管轄の保健所に連絡し、検査に必要な検体を確保すること。なお、鑑別診断が可能なものは除く。疑似症例の場合には、保健所にその旨届けること。

(2) 保健所

医療機関から(1)についての連絡があった場合には、当該保健所は国立感染症研究所と調整の上、速やかに医療機関に検体を取りに行き、検体を搬入することともに、積極的疫学調査ガイドラインに従って積極的疫学調査（患者の行動履歴および接触者の調査）を行い、感染症サーベイランスシステム(NESID)疑い症例調査支援システムに入力すること。検